令和3年度事業計画

I. 基本方針

東日本大震災発生から10年が経ちました。一つの節目ではありますが、消し去ることができない心の傷は、簡単に癒えることはありません。コロナ禍の中、益々人と人との心の繋がりが求められています。また、65歳以上の高齢者を対象にした新型コロナウィルスワクチンの接種が令和3年4月12日から開始されるとの報道がありますが、その他一般の人々への接種が完了するのは来年半ばともいわれています。変異ウィルスの感染拡大も懸念されており、すべての国民が以前のように安心して外出できるような生活を取り戻すには、まだまだ時間がかかりそうです。

さて、昨年は、コロナ感染症に悩まされた年でした。このような状況下で、当センターの事業実績において唯一プラス要因となったのは、市内小・中学校10校での「たがじょうクリーンスクールプロジェクト除菌業務」でした。子供たち、市民の皆さんの安心を取り戻すため、会員各位が"自主・自立、共働・共助"の基本理念のもと、無事に成し遂げることができました。この業務は3月末で終了となりましたが、今年度も又、多賀城市民の皆さんのお役に立てるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

今年度の事業においては、コロナ禍後の社会やライフスタイル、働き方の変化に当センターが如何に順応していけるかが課題となります。コロナ禍の影響で減少した派遣事業(主に派遣先企業での就労)を1日も早く回復基調に戻し、就労の機会を提供できるようにすることが急務と考えます。また、高年齢者雇用安定法の改正(従業員の70歳までの就労確保を事業者の努力義務とする規定が盛り込まれ、令和3年4月1日から施行)により、今後なお一層当センターへの入会者の年齢が高齢化することが予想されます。このような状況の中、就業を希望する会員の総合的能力に合致した「就業の場」の開拓と、併せて余暇を活用したい方々の「仲間づくり・社会参加の場」の確保に努めます。

当センターでは、会員はもとより役職員一丸となって『信頼され、仕事を任される喜び』と『心地よい居場所』を多くの高齢者の皆さんにお届けし、より一層地域社会に貢献してまいります。

市民の皆さんに信頼されて満37年。

これからもシルバーで"この笑顔・実感!"

健康で働く意欲がある限り、何歳になっても 充実した自分の居場所と生きがいを見つけましょう。

Ⅱ. 重点項目

1. 新型コロナウィルス感染防止策の徹底

(多賀城市シルバーワークプラザ施設内、会員等の立入区域)

- ①三密の回避②マスク着用③自宅での検温④手指の消毒等
- 2. 安全就業の徹底
 - (1)グループ就業における就業前・後のミーティングによる 作業現場危険個所の把握と履行確認の<u>徹底</u>

〔専門職種においては、「命を守るミーティング用シート」 記入の完全履行〕

- (2)機械刈り除草作業に伴う石飛ばし及びケーブル切断事 故の防止徹底
- (3)会員への健康管理・安全就業に係る情報提供の促進
- 3. 会員(特に女性会員)の入会促進強化
- 4. 女性会員の自主的活動の場の拡大(輝く場の創出)
- 5. 就業の場の更なる開拓と適材適所の就業機会の提供
 - (1)就業開拓の強化及び就業・就労条件(環境)の整備
 - (2)請負・委任事業における適正就業の推進
- 6. 公益社団法人としての組織強化と経営の安定

Ⅲ. 年度目標

- 1. 会員事故:就業中・就業途上の傷害及び賠責事故 0件
 - [現場ごとの『就業会員全員による就業前・後の ミーティング』の実施と『お互い注意し合える 関係づくり』で、この目標を達成しましょう!!
- 2. 会員数:正会員 550名(うち女性会員170名)

: 多賀城市の60歳以上の人口に対する会員の

入会率 2.8%以上

: 賛助会員 26団体

- 3. 就業率:80%[含む.労働者派遣事業]
- 4. 事業実績:受託·独自事業収入金額 97,000,000円

:受託·独自事業就業延人員 22,000 人日

: 労働者派遣事業契約金額 100,000,000円

: 労働者派遣事業就業延人員 18,000 人日

Ⅳ. 令和3年度事業実施にあたっての前提事項

- 1. 新型コロナウィルス感染拡大防止対策の徹底
 - ①来館する市民、当センター関係者全員に守って頂く対策
 - ・自宅で検温し37.5度以上の場合や体調不良の場合には、 当日の就業を休む、来館しないこと。
 - ・当センター入館時・中には、マスク着用、手指のアルコール消毒を行うこと。 就業現場等においても、極力「三密」を避け、近距離での会話や発声を控えること。
 - ・会員本人あるいは会員の家族が感染の疑いがある場合には、速やかに保健所へ連絡し指示を仰ぐこと。
 - ②三密となることが予想される等、コロナ感染拡大の恐れがある事業計画の一部については、事業内容の変更や規模の縮小、延期あるいは中止することも理事会等で決定する。

V. 事業実施計画【公益目的事業の内容】

1. 就業開拓提供事業

シルバー人材センター事業の主な目的は、①就業を希望する高年齢者のために、就業の機会を確保し組織的に提供すること。②就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うことです。

これらの目的を達成するには、①市内全域において、積極的な就業機会の開拓を行うこと。会員を増やし、発注者の希望内容に迅速に対応しうる体制を整えること。②会員各人がそれぞれ生きがいを実感できるような就業機会を捉え、適材適所の就業提供を行うこと。また、発注者の理解を得ながら、会員の就業環境や条件を整えることが必要と考えます。

これらの施策を積極的に行うことによって、高年齢者の社会参加を促し、自らが"仕事を任せられる喜び"を実感できるような当センター組織の実現を目指します。

(1)会員の入会促進及び退会抑止の取組み

令和3年2月末現在の会員数は517名。そのうち今年度入会した会員数は41名(男性29名、女性12名)、退会者数は66名(男性43名、女性23名)でした。昨年度は、新型コロナウィルスの感染を懸念して、月2回開催している入会説明会への出席者も少なく、当初目標値を大きく下回ってしまいました。入会動機では、「健康維持・増

進」が48.8%、「生きがい、社会参加」が22.0%と上位を占めており、個々人の「体力等に合った適度な仕事」や「やりがいのある仕事」を提供していくことが最大の会員増強策であろうかと思われます。一方、退会理由としては「病気」36.4%、「加齢」が19.7%、「その他で就職」が12.1%、「家庭の事情(介護等)」と続いており、やむを得ない事情での退会が目立ちます。高齢者の"なだらかな引退"を促すこともシルバー人材センター事業の目的の一つであり、半年でも1年でも長く当センターに関わって頂けるよう、同じ地域班の会員や事務局職員との交流の機会を出来るだけ創っていきたいと考えます。

また、今年度も、女性が集い情報交換できる場を設け、 女性会員の自主的な発想による活動範囲を拡大できるよ う取り組みます。

- ①「女子会」組織の活性化とサークル活動との連携
 - →女子会の開催(年4回程度。コロナ収束後、食事会も)
 - →「仕事に結び付く」コラボ事業創出のため宮城県シ ルバー人材センター連合会との連携強化
 - →女子会メンバーによるワークプラザ教室等受講女性 利用者(手芸、俳句、パソコン、書道、折り紙等)へ の入会呼びかけ活動の強化〔女子会への出席体験のお 誘い等〕
 - →「女子会主催の年間行事」創出のための調査研究 《コロナ収束後、フリーマーケットへの出品・販売》
 - →サークル [手芸 (はまなすの会、手作りの会)、カラオケ愛好会、たびくらぶ、家庭菜園、ウォーキングクラブなど] との交流促進及び連携強化
 - →ボランティア活動(施設慰問等)の創出
- ②週刊誌的"視覚に訴える"チラシの活用〔定年退職者向け、女性会員向け、自分に合った働き方改革等〕
- ③入会説明会(月2回)の継続
- ④「入会説明会」ご案内チラシの全世帯配布回数の倍増 (年6回程度)
- ⑤入会後の迅速な就業機会の提供
- ⑥サークル活動等生きがい・趣味等の情報提供と活動継続 のための裏方支援

- ⑦シルバーワークプラザ自主事業の充実と利用登録者へ の積極的勧誘
- ⑧ハローワークとの連携強化
- ⑨長老会員に対し、地域班員全員で地域班会議への出席を 促すと共に、日頃から事務局職員による声掛けを強化

(2)請負·委任事業

一般家庭から受注する業務の大部分は、請負・委任事業の内容であり、派遣事業よりもなお一層地域社会に密着した仕事です。特に、植木剪定や除草等の依頼件数は年々増加の傾向にありますが、注文が集中する時期には、お客様にお待ちいただくこともあり、場合によってはお断りせざるを得ない事態が発生しています。これらの職種においては、受注量に対応しうる人材の確保及び技能の更なる向上を図ると共に、就業会員各人に合った無理のない就業ができるよう発注者と調整します。

- ①植木剪定予約受付日を 1/20 に統一(令和2年度分~)
 - →作業終了時に次年度の作業予約が可能だった常連発 注者に対する新規発注者の不公平感を解消
 - →事務局では、月別の作業希望日で受注できるので、年間の仕事量を比較的早く把握でき、就業会員の過剰就業を抑制し、計画的運用が可能
- ②令和2年度に引き続き、今年度も「空き家管理」業務及び「お墓清掃サービス」業務を多賀城市の『ふるさと・ 多賀城応援寄附指定返礼品』として申請し登録
- ③請負・委任で受注できる仕事(植木剪定、襖・障子張り、 大工、伐採、除草、屋内外清掃、筆耕及び委任された業 務を会員が自分の裁量で処理する一般事務等)を積極的 にPR。一般家庭就業開拓時、チラシ等をポスティング
- ④除草・植木剪定・伐採等の職種においては、巻込み車による残材運搬・処理までの一連作業が可能であることを アピールし受注促進
- ⑤「一人暮らしの高齢者」を支える家事援助事業の推進。 ⇒特に、平成28年度から多賀城市から委託されている 総合事業「介護予防・日常生活支援事業」に組織的に対 応できる体制を整備する(認知症サポーター養成講座や ハウスクリーニング講習会への受講促進を継続。事務局

と従事会員との情報交換を強化すると共に、各種研修会 へ参加し技能向上を図る)

(3) 労働者派遣事業

派遣先に対し、法令に基づく適正な契約形態を理解していただくこと、一方、企業側が負担する経費の額に対して、当センターが派遣先企業に対して如何に貢献度を高めていけるかが課題です。今年度も引き続き、企業からの求人に対し、適任者の選定を迅速に行います。当然のことながら、派遣元の本部である(公社)宮城県シルバー人材センター連合会と密に連携し、法令に沿った事業を展開します。また、当センターでは、より多くの会員が就業機会を得られるよう、ローテーション就業体制を堅持いたします。

- ①業務内容を精査し、適正な契約形態での受注
- ②就業開拓員等による営業活動(特に民間企業)の強化 [人手不足分野の派遣先企業の新規開拓]
- ③『働き方改革』関連法に基づく処遇(環境)の改善 〔派遣先への説明により就労現場での待遇改善を促す〕
- ④会員への「電話による就労意向打診」及び「求人情報の 提供」等により、希望者の中から適材適所の人選手続き
- ⑤ 労働者派遣法等の関係労働法規厳守義務を果たすため、 宮城県シルバー人材センター連合会との連携強化

(4) 職業紹介事業

求職者となる会員は、当センター会員の身分のままで就 労を希望する会員がほとんどのため、従来どおり労働者派 遣事業推進に重点を置いて推進します。また、事務局では 随時相談できる体制を整えています。

2. 普及啓発事業

『当センターの事業は、会員のためだけの事業ではなく、 多賀城市民の皆さんのための事業である』ことを再認識し、 シルバー事業の意義を広く社会に周知し、入会促進及び就 業先確保のための普及啓発活動を強化します。

- (1)入会促進のための普及啓発
 - ①会員の皆さんへのお願い

『会員一人、新規会員1名確保運動』の推進

②ワークプラザでの自主事業のご案内を市政だより『多賀

城NOW』に掲載すると共に、公共施設に勧誘チラシを 常備

- ③ワークプラザ来館者及び利用登録者、講習会等受講者へ の積極的な勧誘
- ④平成28年度から新規に設置した地域班単位の地域連絡所を増設し、地域啓発拠点とする〔会員有志の自宅塀等に、入会促進ポスターや発注促進ポスターを掲示する業務を委託〕⇒88箇所(令和2年度実績)を100箇所に。※この委託業務のもう一つの目的は、地域班活動の活性化を図るため。今後共、この委託を存続させるためには、少なくとも班員の50%以上の皆さんが地域班会議に出席することが必要です。
- ⑤会員が就業している仕事内容及び入会説明会日時を掲載した入会促進チラシを全世帯配布【年 6 回程度】
- ⑥会員の生き生きとした情報を満載したシルバー会報『新 年号』の市内全戸配布
- ⑦ホームページによる情報公開
- ⑧市政だより『多賀城 N O W』に入会説明会のご案内掲載
- ⑨市内掲示板等への入会促進ポスター掲示箇所の増設
- ⑩地域貢献ボランティア活動及び会員同志の絆強化事業の実施(春=地域班単位での活動、秋=全体での活動)
- ⑪取引協力企業等に対し、賛助会員への加入促進
- ②コロナ禍後のサークル活動の復活と積極的な情報発信
- (2) 就業機会開拓のための普及啓発
 - ①発注者への最も効果的な普及啓発の方法は、発注者に満足していただける仕事をすること。
 - ⇒ "あなたなら任せられる"と思ってもらえる人間関係 の構築こそが大切。
 - ②公共施設・企業・商店等へのPRチラシの配布及び常備
 - ③会員による市内商業施設店舗前での普及啓発活動
 - ④「多賀城市民市」へ出店し、独自事業の展示販売
 - ⑤多賀城市シルバーワークプラザでの手芸品の展示販売
 - ⑥ボランティア活動〔市内清掃活動=春・秋〕の実施 (シルバー人材センター事業普及啓発月間 10/1~31)
 - ⑦春夏秋冬の簡易パンフレット"こんな仕事もお任せください PR"を発注者への請書送付時同封

⑧『会員一人一人が営業マン運動』の推進

3. 研修•講習事業

技能職種に関わる仕事を継続してお客様に提供していくためには、後継者の発掘と育成が必要です。しかし、残念なことに、技術者の高齢化に伴い多くの技能職種で人材が不足している状態です。このことから、技能講習会を開催し、センターの会員ばかりでなく60歳以上の市民に広く受講を呼び掛け、入会につながるよう努めます。

また、多賀城市シルバーワークプラザを有効活用し、自主事業として各種技能講習会及び社会参加促進事業を実施します。

(1)技能職希望会員(含.ワークプラザ利用登録者)対象

技能習得による就業機会の獲得・拡大を図るための技能講習会(襖張り・障子張り、クロス張り、網戸張り、植木剪定、塗装、ハウスクリーニング、書道、普通救急・救命)の実施

(2)正会員対象

就労現場での労災事故等を防止するための安全衛生講習会(安全就業、接遇マナー、シルバー理念認識等)の実施。また、新入会員対象に「認知症サポーター」「ハウスクリーニング」講習会の受講義務付け。

- (3) 正会員及びその他の市内高齢者対象
 - ①社会参加を促進するための生きがい対策教室(パソコン、手芸、料理、日曜大工、囲碁・将棋、グランドゴルフ、 俳句、レザークラフト、折り紙等)の開催
 - ②自動車誤操作等による高齢者関連の交通事故が多発しているので、自動車運転実技適性診断講習会を実施
- (4) 労働者派遣事業で雇用される正会員対象

派遣作業内容により必要とされる技能や知識を身に付ける研修会への参加促進(宮城県SC連合会及び派遣先での研修会を含む)

4. 調查研究事業

未就業会員の解消、技能職人材の確保、発注者の要望等をセンター事業に反映させるための調査を実施します。

また、女子会を組織化し、女性会員の入会促進と活躍の場を拡大するため、定期集会を通して他の団体等が実施している事業やボランティア活動等を調査し、女性会員が楽しく参画できる事業を検討します。

(1)未就業会員対象

『未就業会員への聴き取り調査』を実施し、就業希望の 方々には、より的確な就業機会の提供に繋げ、就業目的以 外の方々には、地域班活動やサークル活動、ボランティア などの社会参加活動への参画促進

(2) 一部の70歳未満新入会員対象

『技能職種後継者発掘のための書面による意向調査』(興味の有無、経験年数、今後の意思確認等)の実施

(3) 発注者(企業、一般家庭)対象

発注者に対するサービス向上を図るため、『お客様満足度調査』(発注理由、仕事の仕上がり評価、会員及び事務局職員の応接態度、その他意見・要望等)の実施

また、その調査結果の一部を当センターホームページに 掲載し、市民の皆さんに公表

- (4) 行政主導の「協議体」へ積極的に参加し、当センターが どの様な形態で地域貢献できるかを継続し調査研究
- (5)女子会の中で話し合われた自主的活動の希望内容を集約し、それを実現するための調査研究
- (6)「仕事に結び付く」ようなコラボ事業(高齢者活躍人材育成事業)実施のため宮城県シルバー人材センター連合会と連携し、当市ならではの事業を創出すべく調査研究

(7)正会員対象

社会参加を促進するための生きがい対策教室等の講師を務めて頂ける人材を発掘するためのアンケート調査の 実施

5. 相談事業

就業・就労に関する諸問題や生きがいに関する高年齢者の疑問や悩みを解消するため、適切なアドバイスを提供し問題解決に努めます。

(1)正会員対象

①請負・委任契約に基づく就業相談(随時)

- ②派遣元責任者による労働者派遣事業契約に基づく就労相談(随時)
- ③職業紹介事業紹介責任者による職業紹介事業契約に基づく紹介相談(随時)
- ④サークル活動やスムーズな加入促進に関する相談
- (2) 市内高齢者対象
 - ①シルバー事業内容概要説明会の開催(毎月2回)
 - ②技能習得及び社会参加活動に関する相談(随時)
 - ③就業・就労に関する相談(随時)
 - ④その他、相談先窓口の検索・アドバイス

6. 安全就業推進事業

シルバー事業推進にあたっては、会員の安全及び健康は最優先課題です。会員が健康で安全に就業できるよう、健康増進や安全就業に関する情報をできる限り提供してまいります。

また、会員一人一人が守るべき事項を十分理解し、安全に対する共通認識を高め、チームプレーを最大限に発揮できるよう、グループ内でのミーティングの強化を促します。

(1)現場での『命を守るミーティング用シート』の完全履行

【植木剪定職域班、機械刈り職域班、伐採班、塵芥車運転操作班の所属会員の皆さん全員が宣誓しております。】

- =就業現場ごとに、就業会員全員が毎日行う声掛け
- ⇒「うっかり忘れ」や「指摘しにくい」を解消
- (2) 就業時の安全一声運動の励行(常時)
- (3) 新入会員対象に安全講習会開催(入会承認の都度)
- (4) 安全部会員及び役職員による就業現場の巡回パトロール (年数回) 及び安全指導の徹底(随時)
- (5)職域班による安全衛生管理計画書の策定及び職域別安全 手順書等の随時改定と従事会員に対しての周知徹底

☆【所属会員全員が心に誓った令和3年度安全スローガン】

◎植木剪定職域班

『ONE TEAM で 安全意識を高め、事故 0』

◎機械刈り職域班

『物損事故・傷害事故ゼロ、 安全最優先、自分勝手な判断で行動しません』

- (6)安全意識喚起のための職域班(植木剪定、機械刈り除草) 所属会員に対する出発式の開催(春先及び盆明け)
- (7)安全部会と職域各班長との安全作業検討合同会議の開催 (植木剪定職域5班、機械刈り除草職域5班)
- (8)企業構内「機械刈り除草」範囲内の危険箇所の事前把握 →配線ケーブル等の切断事故を防止するため、可能な限 り発注企業構内の平面図(設備配置図)の提供を求め、 発注者担当者と事故防止対策を共有する。
- (9) 例年同一事故が発生している就業現場では、作業当日あるいは事前に、当センター職員、機械刈り従事会員、手刈り・集草・ネット張り従事会員全員で現場状況を確認・ 点検する。また、配線等がある危険箇所は、機械刈り作業に先立ち、手刈り除草担当会員が手刈りし境界線を明確にした上で作業分担する。
- (10)事故多発現場においては、自分の作業結果に責任を持ってもらうため、機械刈り班員の個人ごとに「自分が除草する範囲は、ここからここまで」と作業範囲を明確にする。
- (11)機械刈り除草・石飛ばし防止対策の徹底 機械刈り除草職域班長との週1回の打合せにおいて、次 週の作業現場状況及びネット張り配置を確認する。
- (12)派遣事業・衛生委員会の開催と情報提供 派遣会員の労働災害防止と健康増進等を図るため、委員会 を毎月1回開催する。

また、委員会の議事録や産業医による健康講話の内容は、 施設内『安全掲示板』に掲示し周知する。

- (13) 安全就業、健康管理等に関する「安全だより」の発行及 び配布(会報内コーナーにて掲載)
- (14) 塵芥車両に係る安全操作講習会の開催
- (15)運転業務従事会員及び事務局職員に対するアルコール 度チェック検査の実施(毎日)
- (16) 市の健康診断受診及び治療の徹底の奨励
- (17) 施設内の簡易血圧測定器利用促進
- (18)事務所内壁に『事故発生状況』を掲示し、注意喚起
- (19)職域班グループ長に「事故発生状況」を配布し、その都 度所属会員に伝達説明する体制整備

- (20)全国安全週間(7月)に合わせ、会員各位に安全標語等を 募集し、優秀作品をワークプラザ内に展示
- (21)公衆トイレ清掃業務を1人で行っている会員に防犯ブ ザーを貸与し、安全を確保
- (22)「自転車賠償責任保険」加入促進

〔全国的に自転車事故が増加傾向にあり、賠償額も高額になっているので、就業現場等への行き帰りに自転車を利用している会員に保険加入を促します。〕

7. 指定管理者としてのワークプラザの適正な運営

当センターは、平成30年度に多賀城市シルバーワークプラザの指定管理者として再度認定され、3期目となる平成30年度から令和4年度までの5年間の管理運営を託されました。

こ の 公 の 施 設 は 、平 成 2 2 年 に 開 館 し 当 セ ン タ ー 会 員 は も とより、市内の高齢者の就労等を支援する拠点施設として位 置づけられています。当センターは、指定管理者として、「多 賀城市シルバーワークプラザ指定管理者基本協定書(平成3 0年2月)」に基づき、就労や地域活動など高齢者の活動機 会を創出、支援することにより、高齢者の生きがいや健康づ くりなどに寄与するため、今後とも適正な運営に努めます。 また、今年度は、ワークプラザに市民の皆さんをお呼びす るイベントを是非とも開催したいと思っています。ワークプ ラザ開設から10年を経過した令和2年度に実施する計画 でしたが、コロナ禍のため残念ながら断念せざるを得ません でした。自主事業である"技能講習会"や"生きがい教室" で活動している講師や利用者の皆さん、当センター会員の有 志の皆さんの協力を得ながら、集いの場であるワークプラザ と当シルバー人材センター事業の魅力を市民の方々に知っ て頂くため『市民の皆さん、ワークプラザへ全員集合イベン ト』(仮称)を開催いたします。

8. 組織運営体制の充実と事務の効率化

公益法人としての組織を維持するため、健全で安定した財政基盤の確立はもちろん、理事会、専門部会(安全部会、広報部会)、派遣事業衛生委員会、地域班、職域班等の活動に

おいて、役職員及び会員の積極的な協議を重ね、より一層地域社会に開かれた事業運営に努めます。

また、今後、就業機会開拓の強化による派遣事業分野の業務拡大が予想される中、企業との契約交渉や会員個人ごとの有給休暇日数の管理事務、ローテーション就労体制の維持などの事務量が激増しています。今後共この傾向が強まることが予想されており、事務局体制の拡充・強化が不可欠な状況です。当センターにおいても、労働基準法等の労働諸法規を厳守しながら、『働き方改革』に沿った事務局体制を確立していかねばなりません。

本年度も、事業運営に係る様々な課題を役員と事務局が共有しながら、会員の就業・就労環境の向上や事業の拡大に全力で取り組みます。

また、事務局体制の充実と事務作業の合理化を図りながら、 経費節減に努め、効率化を高めてまいります。

- (1)若手正規職員の教育と育成
- (2)就業開拓員(パートタイム)1名の採用
- (3)正会員対象の安全衛生講習会「接遇・マナー」の講義を事務局職員にも受講させ、職員全員の資質向上を図る
- (4)契約職員(主に派遣事業担当)の配置による事務処理の継続性を維持